

記者資料提供(平成 26 年 10 月 10 日)
阪神国際港湾(株)企画部企画課 三尾・矢野
TEL:078-855-2893

阪神港における港湾運営会社の指定申請

◆概要

阪神国際港湾株式会社は、このたび、阪神港における港湾運営会社の指定を受けるため、港湾法第 43 条の 12 第 1 項の規定に基づき、国土交通大臣に対して指定申請書を提出いたしました。(平成 26 年 10 月 10 日付) 今後も引き続き、阪神港の国際競争力強化に向けた取り組みを進めてまいります。

◆経緯

- 平成 24 年 10 月 17 日 神戸・大阪両港埠頭会社の特例港湾運営会社指定
- 平成 26 年 10 月 1 日 神戸・大阪両港埠頭会社の経営統合
阪神国際港湾株式会社の設立
- 平成 26 年 10 月 10 日 阪神港における港湾運営会社の指定を国土交通大臣に申請

◆参考

(1)会社の概要

- 設 立 日 平成 26 年 10 月 1 日
- 本社所在地 神戸市中央区御幸通 8 丁目 1 番 6 号 神戸国際会館 20 階
- 代 表 者 代表取締役会長 犬伏 泰夫
代表取締役社長 川端 芳文
- 資 本 金 4 億 5,000 万円
- 資本準備金 4 億 5,000 万円

(2)港湾運営会社制度

平成 23 年 3 月の港湾法の改正により、国際戦略港湾等のコンテナ埠頭等を一体的に運営する港湾運営会社制度が創設されました。港湾運営会社(特例港湾運営会社含む)の指定を受けることにより、荷さばき施設等の整備の際に国や港湾管理者から最大 8 割の無利子貸付を利用できるとともに税制優遇措置が適用されます。